

# ござんじですか？

## 検察審査会

皆さんは、犯罪が発生すると、警察官が犯人と考えた人（『被疑者』といいます）を逮捕したりすることをご存じですね。この被疑者は、その後、警察で集めた捜査資料・記録とともに検察庁へ引き継がれます。検察庁では検察官の目でもう一度この被疑者や捜査記録などを吟味し、被疑者を裁判にかけて処罰を求めるべきかどうかを検討します。

わが国では、被疑者を裁判にかけるかどうかを決める権限は、検察官だけに与えられています。また、検察官は、有罪と思われる者でも、犯罪の軽重や情状、被疑者の性格や環境などいろいろな事情を考え合わせた結果、被疑者を処罰する必要がないと考えた場合には『起訴』（裁判にかけること）しないことがあります。

それだけに検察官はミスのないように日夜努力を重ねています。でも検察官も人の子、誤って無実の人を起訴したり、処罰すべき人を起訴しないということもあります。無実の人を起訴した場合は裁判所が無実の判決をしてこの人を救えますね。では、もし、処罰すべき人を起訴しなかつたらどうでしょう。裁判所は、検察官が起訴しない事件を勝手に裁判することはできませんから、この処罰されるべき人は処罰もされず免れてしまうということになります。あなたがもし下のマンガの被害者だつたら、加害者からけがの治療費を払つてもらいたいと思うでしょう。でも、この加害者が裁判にかけられなかつたら、「自分は裁判にかけられなかつたくらいだから悪くはない。治療費など払う義務はない。」と開き直るかもしれません。

検察審査会は、このような、裁判にかけられるべき人を裁判にかけなかつたことがよかつたかどうかをチェックする機関なのです。

①事件の発生



②警察の調べ



③検察庁



④不起訴



⑤申立て



⑥審査



⑦議決



⑧判決

